

なかしべつ町

社協だより

平成23年1月（特別号）発行 第44号



	男	女	計
総人口	11,845	12,381	24,226
65歳以上 (高齢化率)	2,037 8.4%	2,570 10.6%	4,607 19.0%
75歳以上 (高齢化率)	927 3.8%	1,219 5.0%	2,146 8.8%

↑中標津ひかり幼稚園、中標津第2ひかり幼稚園の皆様へ赤い羽根共同募金へご協力いただきました。ありがとうございました。

目次

生活福祉資金貸付のご案内 2～3

記事の訂正とお詫び 4

平成22年11月末住民基本台帳人口から

生活福祉資金貸付制度のご案内

生活福祉資金貸付制度とは、厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯の方々へ、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

※この貸付制度は北海道社会福祉協議会が実施主体ですが、その相談窓口が中標津町社会福祉協議会となり貸付実行手続きをお手伝いするものです。

対象となる世帯

「低所得世帯」

必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）

「障害者世帯」

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方の属する世帯
- ②療育手帳の交付を受けている方の属する世帯
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯
- ④障害者自立支援法によるサービスを利用している方の属する世帯

「高齢者世帯」

65歳以上の高齢者の属する世帯



連帯保証人

原則として、連帯保証人を1名立てていただきます。ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付けを受けることができます場合があります。

連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担いただきますので、日頃から相談・支援していただける方が最適です。同一世帯の家族や保証能力が維持できない方（返済終了までに75歳に達する方、市町村民税非課税世帯の方等）は連帯保証人になれません。

返済方法等

返済は原則、元金・利子均等の口座振替による月賦で、ゆうちょ銀行・北海道銀行・北洋銀行のみご利用できます。また、約束された期間に返済できなかった場合、残元金に対して延滞利子（年10.75%）が日割りで加算されます。

相談窓口：社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会 地域福祉業務担当

中標津町西10条南9丁目4-1 中標津町総合福祉センター（プラット）

TEL 0153-79-1231 FAX 0153-79-1233

生活福祉資金は、世帯の生活の安定を目的としているため、単に資金を貸し付けるだけでなく、相談の中で生活状況や家計のやりくり等をお聞きすることがあります。また、資金の種類、使途内容により貸付要件が違い、世帯状況だけで貸付要件に合致するかどうか判断することができませんので、詳しくは窓口までご相談ください。

貸付資金の種類（4種類）



1 総合支援資金

低所得世帯を対象。日常生活全般に困難を抱えており、生活の建て直しのために継続的な相談支援（就労支援・家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを受けることにより自立が見込まれる世帯。

	貸付限度額	対象	使途内容
生活支援費	20万円以内（月額）	低所得世帯	生活再建までの間に必要な生活費用
住宅入居費	40万円以内	低所得世帯	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
一時生活再建費	60万円以内	低所得世帯	生活を再建するために一時的かつ日常生活費で賄うことが困難な費用

2 福祉資金



	貸付限度額	対象	使途内容
福祉費	使途内容により異なる	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる経費
緊急小口資金	10万円以内	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な少額の費用

3 教育支援資金



	貸付限度額	対象	使途内容
教育支援費	35,000円～65,000円以内 （月額。学校により異なる）	低所得世帯	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費
就学支度費	50万円以内	低所得世帯	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校への入学に際し、必要な経費

4 不動産担保型生活資金



	貸付限度額	対象	使途内容
不動産担保型生活資金	30万円以内	高齢者世帯	不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	土地と建物の評価額の7割	高齢者世帯	要保護世帯が不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費

記事の訂正とお詫び

社協だよりに掲載していた記事に誤りがありました。深くお詫びいたしますとともに、訂正いたします。

平成21年度 中標津町社会福祉協議会 総括収支計算書

	総合計	一般会計	特別会計		
			居宅介護会計	通所型介護予防事業会計	総合福祉センター会計
	本年度決算	本年度決算	本年度決算	本年度決算	本年度決算
収入					
会費収入	2,368,400	2,368,400	0	0	0
寄附金収入	5,847,696	5,847,696	0	0	0
町補助金収入	26,679,930	26,679,930	0	0	0
受託金収入	35,856,400	154,750	0	11,395,650	24,306,000
共同募金配分金収入	3,297,887	3,297,887	0	0	0
居宅介護料収入	20,677,140	0	20,677,140	0	0
居宅介護支援介護料収入	6,957,340	0	6,957,340	0	0
障害者自立支援収入	2,535,104	0	2,535,104	0	0
受託事業収入	150,000	0	150,000	0	0
事業収入	1,833,377	8,800	0	0	1,824,577
その他の事業収入	0	0	0	0	0
利用料収入	0	0	0	0	0
雑収入	104,144	5,000	6,000	0	93,144
受取利息配当金収入	248,083	247,029	7	0	1,047
福祉基金取崩収入	0	0	0	0	0
福祉活動基金取崩収入	0	0	0	0	0
退職共済預け金返還金収入	26,223,010	22,813,910	3,409,100	0	0
事業収入計	132,778,511	61,423,402	33,734,691	11,395,650	26,224,768
繰入金	0	0	0	0	0
収入小計	132,778,511	61,423,402	33,734,691	11,395,650	26,224,768
収支不足町補助金	3,267,567	0	3,267,567	0	0
収入計(1)	136,046,078	61,423,402	37,002,258	11,395,650	26,224,768
支出					
人件費支出	81,689,963	44,202,334	28,061,094	9,426,535	0
事務費支出	10,348,556	4,249,032	2,395,886	1,656,286	2,047,352
事業費支出	33,802,413	6,175,990	3,136,178	312,829	24,177,416
減価償却	137,655	137,655	0	0	0
借入金利息支出	0	0	0	0	0
雑損失	0	0	0	0	0
退職共済積立預金積立支出	2,995	2,995	0	0	0
基本財産特定預金繰入支出	900,000	900,000	0	0	0
介護職特別手当引当預金支出	178	178	0	0	0
入浴車両更新積立金支出	8,732	8,732	0	0	0
財務安定基金積立金支出	10,500	10,500	0	0	0
福祉基金積立金支出	196,956	196,956	0	0	0
福祉活動基金積立金支出	14,063	14,063	0	0	0
退職手当共済負担金	3,409,100	0	3,409,100	0	0
引当金支出	0	0	0	0	0
支出計(2)	130,521,111	55,898,435	37,002,258	11,395,650	26,224,768
当期収支差額合計(3) = (1) - (2)	5,524,967	5,524,967	0	0	0
前期末残高(4)	19,356,095	19,356,095	0	0	0
当期末残高(3) + (4)	24,881,062	24,881,062	0	0	0

←社協だより 第41号(平成22年6月発行)
5ページ 平成21年度決算
下から6行目、退職手当共済負担金より下の行が脱落して掲載されておりました。



社協だより 第43号(平成22年12月発行)
1ページ 総人口(女性)
誤× 12,361
正○ 12,369

8ページ 香典返しにかえて
誤× 合田 喜美子 様
正○ 合田 喜実子 様

8ページ 収集ボランティアにご協力いただきました
誤× (株)コマツ道東 中標津営業所 様
正○ コマツ道東株式会社 中標津営業所 様



 社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会
〒086-1110
標津郡中標津町西10条南9丁目1番地4
中標津町総合福祉センター
電話 0153-79-1231
FAX 0153-79-1233
<http://www.nakashibetsu.jp/shakyoHP/index.htm>

 「社協だより」は共同募金の一部配分金を受けて発行しています